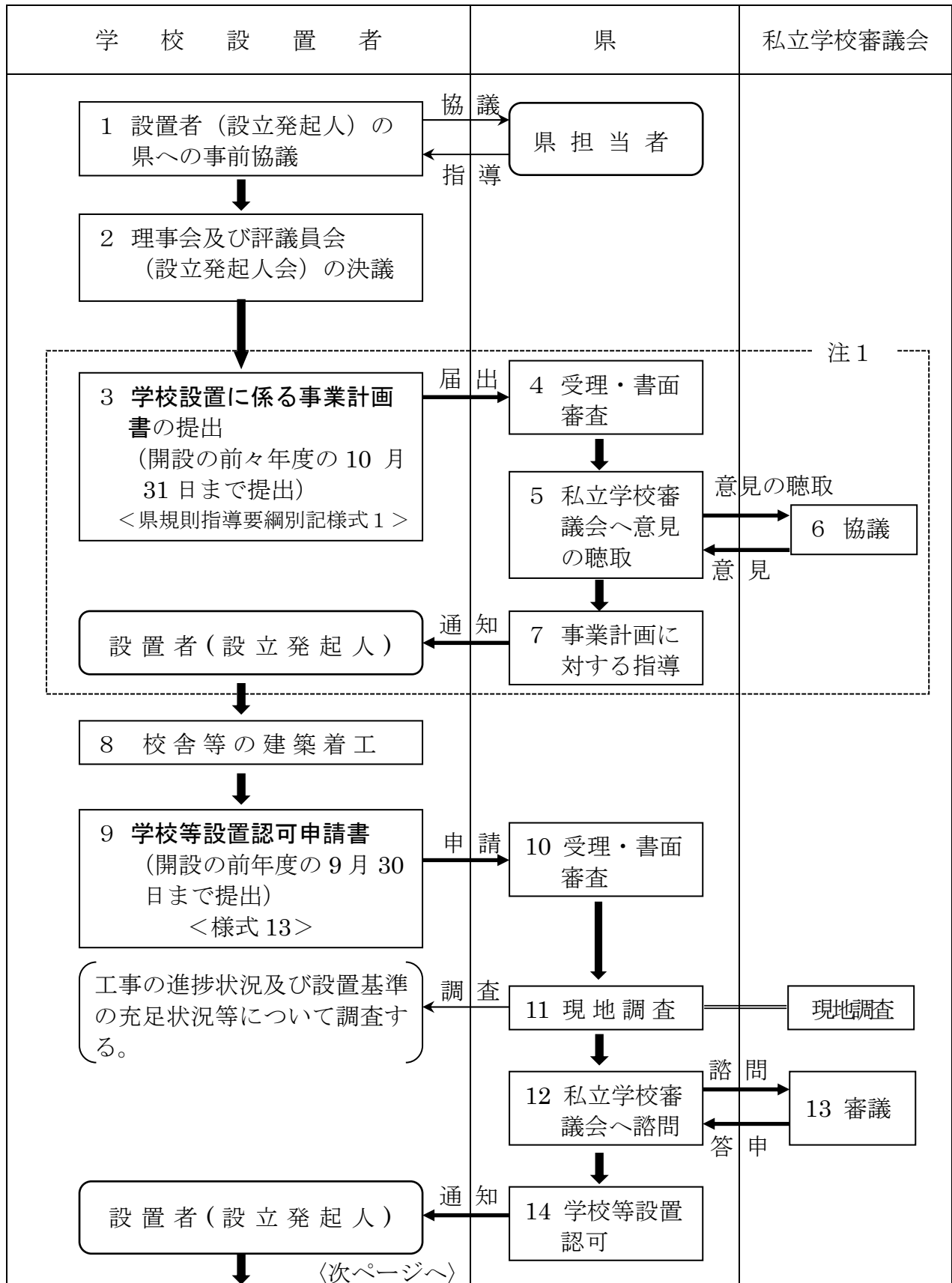


主 な 事 務 の 流 れ

1 学校等の設置（高等学校に課程・学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合） もこの手続に準ずる。



学 校 設 置 者	県	私立学校審議会
〈前ページから〉 注 2 15 学校名及び校地校舎等の 登記 16 登記完了届の提出 ＜様式 9＞ 17 学 校 の 開 設	届 出 受 理	

- (注) 1 専修学校、各種学校の設置の場合は、3～7の手続は不要である。
- 2 高等学校に課程、学科を設置する場合、又は専修学校に課程を設置する場合は、15のうち学校法人及び学校名の登記は不要である。
- 3 学校法人の設立の手続と同時に行う必要がある。